

掛川市規則第15号

掛川市障害者自立支援法施行条例施行規則の一部を改正する規則をここに制定する。

平成25年3月27日

掛川市長

(別紙)

掛川市障害者自立支援法施行条例施行規則の一部を改正する規則

掛川市障害者自立支援法施行条例施行規則（平成18年掛川市規則第32号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

掛川市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例施行規則

第1条中「掛川市障害者自立支援法施行条例」を「掛川市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例」に改める。

第2条第1項中「障害者自立支援法施行令」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令」に改める。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。